

質 疑 回 答 書

住 所 岡山県津山市山北520
 担当課名 津山市環境福祉部環境事業課
 電話番号 0868-22-8255
 F A X 0868-23-7055

業 務 名	津山市ごみ焼却場等撤去工事	
場 所	津山市 小桁 地内	
番号	質 疑 内 容	回 答 事 項
1	仕様書 P6. 埋戻し及び整地工事について 「支給材を使い切る仕上高さとする。」とありますが、図面番号 17 に示す仕上がり高さに満たない場合は、購入土による埋戻しは必要となるのでしょうか。	仕上り高さを図面に記載していますが、支給材を使い切る高さとし、購入土は不要です。
2	仕様書 P11. 変更について 「施工方法の変更による請負金額の変更は、原則行わないものとする。」とありますが、汚染土壌及び産業廃棄物の処理数量に変更が生じた場合は請負金額の変更は可能でしょうか。	仕様書に記載のとおりです。
3	仕様書 P18. ダイオキシン類除去対象範囲について A2⑧、B2②、B2⑤、B3⑧区画において試料採取の表層は粗大ごみ処理施設棟 GL (FH=80m付近) であり、区画内に進入路や管理棟エリアが含まれており、最大で約 5m程度の高低差があると思いますが、汚染土壌の撤去範囲は表層-10cmの撤去で表層上の盛土部は非汚染土として取り扱いを行い、埋戻し土として再利用する考え方で宜しいでしょうか。	A2⑧、B2②、B2⑤、B3⑧区画についてはダイオキシン類の含有が自主基準値 (100pg-TEQ/g) を超えた区画であり、地表から 10cm 厚を除去して下さい。 また、地表から 10cm より下の土壌については非汚染土として下さい。
4	仕様書 P19. D X N s 汚染区域の標高について D X N s のみの汚染区画の汚染標高をご提示願います。	土対法上の特定有害物質ではないことから、標高は示していません。
5	仕様書 P30. 対策効果確認調査について A3⑦、B4②、B4④区画において、複合汚染エリアで有り、ダイオキシン類除去後も重金属類による掘削除去の必要がありますが、対策効果確認調査の結果を確認するまで次工程の掘削作業を開始できないと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6	仕様書 P31. 支給材について 市で保管されている埋戻し材について、埋戻しに 適さない礫や玉石に関しては、現地にてふるい 分けし、保管場所に残置して宜しいでしょうか。	埋戻しに適さないものは受注者で処分して 下さい。
7	H29.3 報告書 P72. 残された課題について 「第 3 編 土壤汚染処理等計画書」をご提示願 います。	ホームページに「第 3 編 土壤汚染処理等計画 書」を掲載します。
8	単位区画面積および汚染土壌発生量について 100m ² (10m×10m) 未満の区画の面積をご開 示願います。 仕様書 P24 の概算数量のまとめにおいて、B3- ⑧・B4-⑥・B5-④の掘削土および汚染土壌が 30 m ³ となっておりますが、B5-④区画は一部敷地外 と思われます。 B5-④区画の対象となる面積及び発生量をご提 示願います。	調査報告書の平成 29 年度土壤絞り込み調査 (詳細調査) の P26 表 5.2 を参照して下さい。
9	既設観測井戸の地下水水質測定について 平成 29 年 6 月に地下水の分析を行っておりま すが、その後、分析は行ってますでしょうか。着 手前までに分析を行う計画はありますでしょ うか。 当該工事において観測井戸の設置計画となっ ておりますが、既設観測井戸の取り扱いはどのよ うになるのでしょうか。	既設観測井戸での分析は、平成 29 年 6 月以 降は実施していません。 着手前までに分析する計画はありません。 既設観測井戸は、新設する観測井戸と同様に 扱ってください。
10	汚染土壌運搬処理量について 設計書において、汚染土壌 D X N s 含有土壌が 60m ³ となっておりますが、複合汚染 3 区画 (B2 ⑥・B4②・B4④) の 30m ³ も D X N s 含有土壌と はならないのでしょうか。	D X N s 含有土壌となります。
11	場外仮置き場について 仮置き場について、候補地等があればご教示願 います。	候補地等はありません。
12	土壤汚染調査技術管理者について 土壤汚染調査技術管理者の工事期間中の交代も しくは複数名配置 (登録) は可能でしょうか。	交代は可能としますが、交代時期等につい ては事前に別途協議を要するものとします。
回 答 者	津山市環境福祉部 環境事業課	